

徳島県警察本部訓令第22号

徳島県少年指導委員運営要綱を次のように定める。

平成18年8月21日（最終改正 令和3年3月30日）

徳島県少年指導委員運営要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 委嘱（第2条―第7条）
- 第3章 職務（第8条―第11条）
- 第4章 研修（第12条―第14条）
- 第5章 解嘱等（第15条―第18条）
- 第6章 立入り（第19条・第20条）
- 第7章 特異事案の報告等（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）及び徳島県少年指導委員設置運営に関する規程（昭和60年徳島県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、少年指導委員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 委嘱

（少年指導委員の配置）

第2条 規程第2条に規定する署は、少年指導委員配置表（別表1）の左欄に掲げる署とし、当該署が管轄する地域に配置される少年指導委員の人数は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（適任者の選定）

第3条 規程第4条第1項の規定により署長が少年指導委員の推薦を行うときは、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者の中から適任者を選定するものとする。

- (1) 法第38条第1項各号に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 当該署の少年指導委員の活動区域内に居住し、又は勤務する者等当該活動区域の実情に精通していること。
- (3) 原則として委嘱時における年齢が70歳以下の者であること。

（推薦）

第4条 署長は、前条の規定により適任者を選定したときは、少年指導委員推薦書（別記様式第1号）により少年女性安全対策課長を経由して公安委員会に推薦を行うものとする。

（委嘱の周知）

第5条 規則第2条第2項に規定する委嘱した少年指導委員の関係住民への周知は、当該少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を徳島県報に登載するほか、署の掲示板への掲示、警察広報誌への掲載その他関係住民に周知することができる方法により行

うものとする。

(少年指導委員名簿)

第6条 少年女性安全対策課長は、第4条の規定により署長から推薦のあった適任者が少年指導委員に委嘱されたときは、当該少年指導委員に係る少年指導委員名簿（別記様式第2号）を2部作成し、1部を当該署長に送付するものとする。

2 少年女性安全対策課長及び少年指導委員名簿の送付を受けた署長は、それぞれ少年指導委員名簿を管理し、記載内容に変更があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。

(準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の委嘱について準用する。

第3章 職務

(少年指導委員への配意)

第8条 署長は、少年指導委員が職務（法第38条第2項各号に規定する職務をいう。以下同じ。）を遂行するために必要な情報を提供するとともに、必要に応じて少年指導委員と連携した活動を行うなど、少年指導委員の活動が効果的に行われるように配意するものとする。

(活動の基準)

第9条 少年指導委員が職務を行うための時間及び回数の基準は、1回当たり2時間程度とし、毎月1回以上とする。

(少年指導委員証の携帯等)

第10条 署長は、少年指導委員が職務を行うときは、規則第9条第3項に規定する少年指導委員証（以下「少年指導委員証」という。）を携帯するとともに、規程第4条第2項に規定する少年指導委員記章（以下「少年指導委員記章」という。）を装着するように求めるものとする。

(活動結果の連絡)

第11条 署長は、少年指導委員が職務を行ったときは、その活動結果について速やかに連絡するように求めるものとする。

2 署長は、連絡を受けた活動結果を少年指導委員活動記録簿（別記様式第3号）に記録し、その概要を四半期ごとに少年女性安全対策課長を経由して公安委員会へ報告するものとする。

第4章 研修

(研修の実施等)

第12条 規則第7条第1項に規定する定期研修及び委嘱時研修（以下「定期研修等」という。）は、次条第2項に規定する研修要領に基づき少年女性安全対策課長が実施するものとする。

2 少年女性安全対策課長は、定期研修等を実施するときは、実施日時、場所等を決定し、署長に通知するものとする。この場合において、通知を受けた署長は、速やかに少年指導委員にその旨を連絡するものとする。

(研修内容及び研修時間等)

第13条 規則第7条第3項の表に規定する定期研修等の研修事項ごとの研修内容及び研修時間の基準は、研修実施基準(別表2)のとおりとする。

2 少年女性安全対策課長は、研修実施基準に基づき定期研修等の研修要領を作成するものとする。

(研修結果の報告)

第14条 少年女性安全対策課長は、定期研修等を実施したときは、その実施状況を速やかに公安委員会に報告するものとする。

第5章 解嘱等

(解嘱手続)

第15条 規程第5条に規定する少年指導委員の解嘱に係る上申は、少年指導委員解嘱上申書(別記様式第4号)により行うものとする。

2 署長は、解嘱に係る上申を行うときは、少年指導委員解嘱上申書を少年女性安全対策課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

3 少年女性安全対策課長は、署長から上申のあった少年指導委員が解嘱されたときは、解嘱通知書(別記様式第5号)を作成し、当該署長を経由して当該少年指導委員に交付するものとする。

(弁明の機会の付与)

第16条 規則第8条に規定する弁明の機会を付与するための通知は、弁明の期日の2週間前までに通知するものとする。

2 弁明の機会の付与に係る手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定に基づき行うものとする。

(辞職手続)

第17条 署長は、少年指導委員から任期の期間中に辞職したい旨の申し出があったときは、少年指導委員辞職申出書(別記様式第6号)の提出を求めるものとする。

2 署長は、少年指導委員辞職申出書の提出を受けたときは、少年女性安全対策課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

3 少年女性安全対策課長は、署長から報告のあった少年指導委員の辞職に係る公安委員会の承認を得た後に、辞職承認書(別記様式第7号)を作成し、当該署長を経由して当該少年指導委員に交付するものとする。

(少年指導委員証等の返納)

第18条 署長は、少年指導委員の委嘱期間が満了したとき又は少年指導委員が解嘱されたとき若しくは辞職したときは、速やかに交付した少年指導委員証及び少年指導委員記章の返納を求めるものとする。

第6章 立入り

(立入りの指示)

第19条 法第38条の2第2項に規定する指示は、立入り指示書(別記様式第8号)により行うものとする。

2 立入り指示書は、署長が作成し、少年指導委員に交付するものとする。

(立入りの報告)

第20条 法第38条の2第3項に規定する公安委員会への報告は、立入り実施結果報告書(別記様式第9号)により求めるものとする。

2 署長は、受理した立入り実施結果報告書を取りまとめ、その概要を四半期ごとに少年女性安全対策課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

第7章 特異事案の報告等

(特異事案の報告)

第21条 署長は、少年指導委員が活動中において災害を受けたとき及び少年指導委員の活動状況において、特異又は重要と認めるものについては、その都度、少年女性安全対策課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(様式の保存期間)

第22条 この訓令で使用する様式の保存期間は、別表3のとおりとする。

別表 1 （第 2 条関係）

少 年 指 導 委 員 配 置 表

署 別	少 年 指 導 委 員 数
徳 島 中 央 署	8 名
徳 島 名 西 署	3 名
徳 島 板 野 署	2 名
鳴 門 署	2 名
小 松 島 署	2 名
阿 南 署	2 名
阿波吉野川署	2 名
三 好 署	2 名
計	23 名

別表 2（第13条関係）

研 修 実 施 基 準

1 定期研修

研修事項	研 修 内 容	研修時間
(1) 少年非行及び風俗環境の状況に関する事。	ア 少年非行の状況 徳島県及び全国における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 イ 最近の風俗環境の状況 徳島県及び全国における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1 時間
(2) 法第38条第 2 項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関する事。	ア 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 イ 技能 実技指導、シミュレーション等により、職務の実務を理解させる。	2 時間以上 2 時間30分以下
(3) 法第38条の 2 第 1 項の規定による立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能に関する事。	ア 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の方法及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 イ 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1 時間以上 1 時間30分以下

備考 定期研修の実施時間数は、研修項目ごとに定めた研修時間を合計して、4 時間以上 5 時間以下とすること。

2 委嘱時研修

研修事項	研 修 内 容	研修時間
------	---------	------

(1) 少年非行及び風俗環境の状況に関する事。	ア 少年非行の状況 徳島県及び全国における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 イ 最近の風俗環境の状況 徳島県及び全国における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1 時間
(2) 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関する事。	ア 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 イ 技能 実技指導、シミュレーション等により、職務の実務を理解させる。	2 時間以上 2 時間30分以下
(3) 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能に関する事。	ア 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。 イ 技能 実技指導、シミュレーション等により、立入りの実務を理解させる。	1 時間以上 1 時間30分以下
(4) 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行し、又は法第38条の2第1項の規定による立入りを実施するために必要な法令の知識に関する事((1) から (3) までに定めるものを除く)。	ア 法の概要 法の目的、規制の概要を理解させる。 イ 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。 ウ 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組みについて理解させる。 エ 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項、違反の場合の罰則を理解させる。 オ その他の関係法令	1 時間以上 2 時間以下

	児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、徳島県青少年健全育成条例(昭和40年徳島県条例第31号)等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や児童相談所の役割等を理解させる。	
--	--	--

備考 委嘱時研修の実施時間数は、研修項目ごとに定めた研修時間を合計して、5時間以上7時間以下とすること。

別表 3（第22条関係）

様 式 の 保 存 期 間

様 式 番 号	様 式 名	保 存 期 間
別記様式第 1 号	少 年 指 導 委 員 推 薦 書	10 年
別記様式第 2 号	少 年 指 導 委 員 名 簿	解嘱・辞職 後 3 年
別記様式第 3 号	少 年 指 導 委 員 活 動 記 録 簿	3 年
別記様式第 4 号	少 年 指 導 委 員 解 嘱 上 申 書	5 年
別記様式第 6 号	少 年 指 導 委 員 辞 職 申 出 書	5 年
別記様式第 9 号	立 入 り 実 施 結 果 報 告 書	5 年